建築協定の認可申請の手続き要領

1 連絡先窓口

〒520-8575 大津市御陵町 3-1 大津市役所 建築指導課 指導係 Tel 077-528-2774 Fax 077-523-1505

※ 大津市内での建築協定の認可(変更・取消しを含む)に関する申請窓口は、すべて 大津市役所 建築指導課(本館3階)で行っています。

2 認可申請の必要書類

- 1 認可申請書用紙
- 2 建築協定の締結の理由書
- 3 建築協定書
- 4 協定区域の位置図 (大津市市域図 1/2500)
- 5 協定の目的となる土地の区域を示す図面(「建築協定区域図」(区画割図))
- 6 建築物に関する基準を示す図面(協定書に記載される基準を図解等するもので、必要に応じて添付してください。)
- 7 土地所有権等(建築物等の借り主を含む)一覧表(地番、地積、土地建物所有者名、土地 建物所有者住所、借地権の有無等、明記のこと)及び建築協定に関する合意(委任)を示す 書類(全員の捺印が必要です。)
- 8 上記の者全員の印鑑登録証明書
- 9 土地の登記簿謄本
- 10 公図等の地番図
- 11 申請者が建築協定をしようとする者を代表するものであることを証する書類(代表者が申請することへの同意書等)
- 12 委任状(申請手続き等を代理者が行う場合は添付が必要です。)

3 手続きの流れ

- 1 事前協議 上記の書類(写しでよい)一式を正副2部提出してください。
 - ↓ (必要に応じて本市内の関係課との協議を行う場合があります。その場合さらに書類が 数部必要になりますので、後日連絡します。)
- 2 書類の訂正等、指摘事項の処置 (及び各課協議)
- 3 事前協議の終了 副本をお返しします。
- 4 本申請
 - ↓ (審査後、書類の訂正・指摘事項の処置)
- 5 建築協定書の縦覧 建築協定書を関係人の縦覧に供します。
 - ↓ (3週間)
- 6 公聴会 関係人への公開による意見の聴取を行います。
 - ↓ (必要に応じて意見に対する処置)
- 7 認可 公告及び認可通知書の交付。

4 注意事項

- ・ 協定区域内の土地所有者等が一人(1社)のみの場合と、二人(2社)以上の場合とで、 申請用紙が異なりますのでご注意ください。
- ・ 申請後認可されるまでの間に、土地所有者等の変更がある場合は、申請のやり直し等が 必要となることがありますのでご注意ください。(事前に担当者と協議ください。)